

## 感染症対策にかかる実務フロー

★発熱（37.5度以上の発熱とする）や呼吸器症状（以下発熱等という）や強い倦怠感などの症状が認められる場合には、出勤をおこなわない。前日まではLINEチャットで、当日は専用携帯へその旨を連絡する。

### 出勤したら…（自宅で検温して来てください）

1. 支援員・ボランティア室に荷物（スマホも）を置く。（会議室5）  
シフト表を確認（担当クラスなど）
2. ポロシャツを着用し、名札を付けて支援へ



### <支援中>

- ・ 毎休憩時間に、窓を開けて換気（5分程度を目安）
- ・ 手洗いの徹底
- ・ マスクの着用（任意）
- ・ 鼻をかんだ後は、ナイロン袋に包んでから捨てるようにしています。

### 終了したら…

1. 名札を戻し、声がけ
2. 忘れ物のないよう、「お疲れさまでした！」

★子どもに発熱（37.5度以上の発熱とする）や呼吸器症状（以下発熱等という）や強い倦怠感などの症状が認められる場合には、保護者に連絡。

★保護者を待つ間、会議室5で休ませる。（換気）

★体調不良を訴える場合も支援員へ伝えてください。

## 活動中のマスク着用について

厚生労働省より、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるという発表がありました。まちのがっこう休日子どもカレッジにおいても、開校中のマスクの着用は利用者みなさまの任意といたします。支援員、ボランティア学生、プログラム講師に置いても同様です。

マスクの着用が望ましい場合の目安なども、厚生労働省のホームページを参考にさせていただき、みなさまのご判断とさせていただきます。

また、濃厚接触者の判断基準等については、愛媛県の「濃厚接触者の判断基準等のマニュアル」に準じて対応させていただきます。まちのがっこう内で感染が確認された場合は、自宅待機や健康観察の協力をお願いする場合がございますのでご了承くださいませ。

以下、厚生労働省および愛媛県のホームページをご参照下さい。

厚生労働省ホームページ 「マスクの着用について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

愛媛県ホームページ 「濃厚接触者の判断基準等のマニュアルについて」

[https://www.pref.ehime.jp/h25500/hokenjo\\_jutenka.html](https://www.pref.ehime.jp/h25500/hokenjo_jutenka.html)